

令和三年二月定例会（二月五日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

令和三年二月五日(金曜日)

出席議員(三十名)

第一番	桜井篤議員
第二番	市川和彦議員
第三番	三井経光議員
第四番	小林義直議員
第五番	宮崎治夫議員
第六番	手塚秀樹議員
第七番	勝山秀夫議員
第八番	堀内伸悟議員
第九番	松木茂盛議員
第十番	竹内茂議員
第十一番	布目裕喜雄議員
第十二番	滝沢真一議員
第十三番	中島義浩議員
第十四番	佐藤壽二郎議員
第十五番	宮本泰也議員
第十六番	和田英幸議員
第十七番	小玉新市議員
第十八番	中村眞一議員
第十九番	西沢悦子議員
第二十番	塩野入猛議員
第二十一番	関悦子議員

第二十二番	小林一広議員
第二十三番	松本茂議員
第二十四番	宮川登志一議員
第二十五番	森山木の実議員
第二十六番	酒井聡議員
第二十七番	小林和人議員
第二十八番	吉澤房斎議員
第二十九番	大川憲明議員
第三十番	伊藤まゆみ議員

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	加藤久雄君
副広域連合長	樋口博君
理事(須坂市長)	三木正夫君
理事(千曲市長)	小川修一君
理事(坂城町長)	山村弘君
理事(小布施町長)	桜井昌季君
理事(高山村長)	内山信行君
理事(信濃町長)	横川正知君
理事(小川村長)	染野隆嗣君
理事(飯綱町長)	峯村勝盛君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長

市川隆道君

会計管理者

倉島康嘉君

事務局次長兼環境推進課長

齊藤秀浩君

事務局参与兼総務課長

西澤真一君

福祉課調整幹

上林保博君

環境推進課調整幹

海沼健一君

総務課主幹

新井芳美さん

福祉課主幹

中島威君

環境推進課建設推進室長

中村豊文君

環境推進課長補佐

島津忠敦君

総務課係長

青木淳君

環境推進課建設推進室係長

内山正博君

環境推進課建設推進室係長

倉石明君

環境推進課建設推進室係長

富永直人君

職務のため会議に出席した職員

書記

菊池康弘君

総務課係長

仲俣啓子さん

総務課主事

田中真治君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
 - 例月現金出納検査の結果報告
- 一 議案第一号から議案第八号
 - 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第九号 公平委員会委員の選任について
 - 上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 承認第一号及び承認第二号
 - 上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 一般質問
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長挨拶
- 一 閉会

午前十時〇〇分 開会

○議長（三井経光君） おはようございます。
ただ今のところ、出席議員数は二十名でございます。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和三年二月
長野広域連合議定会定例会を開会いたします。

午前十時〇〇分 開議

○議長（三井経光君） 本日の会議を開きます。
初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました
結果、本日一日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いま
すので、御了承をお願いいたします。

○議長（三井経光君） 次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

六番 手塚秀樹議員、十七番 小玉新市議員、以上、二名の方を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和二年十月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書が参っておりますので、御報告いたします。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、自己紹介をお願いいたします。広域連合理事、桜井小布施町長さん。

○小布施町長（桜井昌季君） 皆さん、こんにちは。

この一月二十二日より小布施町の町長を務めさせていただいております。桜井昌季と申します。

まだ町長になりました二週間という本当に若輩者でございます。これから行政のことをしっかりと勉強して、小布施町の町政に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三井経光君） 続いて、議事に入ります。

議案第一号から議案第八号まで以上八件、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

加藤広域連合長。

○広域連合長（加藤久雄君） 本日ここに、令和三年二月長野広域連合議

会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大により、新規感染者数の増加に伴い重症化する方や亡くなる方が増えている中、長野県内においても、一月十四日から二月三日まで医療非常事態宣言が発出されておりましたが、医療の負荷が増大しないよう、引き続き基本的な感染予防策等の徹底を図り、感染拡大防止に努めていかなければなりません。

このような状況におきまして、医療現場の第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守っていたいただいている医療従事者の皆様、同時に、高齢者福祉施設等の利用者の感染予防に細心の注意を払い、強い緊張感を維持して施設等のサービス提供に従事している職員にも、深く敬意を表するとともに感謝申し上げます。

また、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止に御協力いただいている議員の皆様をはじめとする長野地域の住民や事業者の皆様に変更して感謝申し上げます。

現在、国の緊急事態宣言が十都府県に及んでおりますけれども、緊急事態宣言や県の独自警戒レベル五になっているところや、国や県などから飲食店などにある程度の補償がありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、警戒レベルを問わず、県内の飲食店及び宿泊事業者をはじめとする多くの事業者が非常に厳しい経営状況に追い込まれており、自主的な休業をせざるを得ない事業者が少なくありません。そこで、昨日、経営状況が逼迫している県内の飲食店及び宿泊事業者の皆様に対しまして、新型コロナウイルス感染症の警戒レベルを問わな

い支援を行っていただくよう長野県知事へ要望書を提出したところでございます。

それでは、本広域連合の主要事業の状況について申し上げます。

初めに、ごみ処理施設の整備状況でございますが、千曲市に整備するB焼却施設につきましては、現在、工場棟のプラント設備の設置工事のほか、管理棟などの躯体工事などが予定どおり進捗しております。本施設は、本年十月から焼却炉の試運転を予定しておりますので、円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、令和四年四月の本稼働を目指し、遅滞なく工事を進めてまいります。

次に、須坂市に建設中の最終処分場エコパーク須坂につきましては、十二月に大雪などの不測の事態に備え、浸出水処理施設工事の工期を一か月延長いたしました。大きな影響を受けることもなく、工程は予定どおり進捗しております。

また、昨年十一月に運営業務の優先交渉者と決定した事業者につきましては、契約協議を経て、同年十二月十五日に五年二か月の運営業務委託契約を締結いたしました。現在は、この事業者による重機の配置や水処理施設の試運転が行われており、しゅん工後、速やかに業務が開始できるとの準備を進めている状況でございます。

なお、浸出水処理施設建設工事につきましては、変更契約が必要となりましたので、後ほど御説明申し上げます。

次に、高齢者福祉施設等の社会福祉法人化について申し上げます。

特別養護老人ホーム須坂荘の移管につきましては、本年度を移管先法人の社会福祉法人グリーンアルム福祉会への引継期間と位置付け、グリ

ーンアルム福祉会の職員が須坂荘で実地に勤務するなど、本年四月の移管に向け、必要な手続を進めてまいりました。須坂荘移管後も、利用者とその御家族の皆様が安心して過ごしていただけるよう、利用者の家族会、地元区、グリーンアルム福祉会、土地を所有する須坂市、そして本広域連合の五者で組織する懇談会につきましては、当分の間、継続することとしております。

本年四月の須坂荘の移管によって、七二会荘、杏寿荘と合わせて三施設の移管が完了することとなります。

高齢者福祉施設等の事業運営は、社会福祉法人など民間事業者が担い手となっている状況を踏まえ、引き続き、高齢者福祉施設等の社会福祉法人への移管を推進してまいりたいと考えております。

最後に、広域計画について申し上げます。

広域計画は、地方自治法により策定が義務付けられております。令和二年度は、現在の広域計画が満了することから、新たに令和三年度から向こう五年間の広域計画を策定してまいります。

策定に当たりましては、学識経験者の民間諸団体の代表者等で構成する広域計画策定委員会において御審議をいただき、本年一月十九日に答申をいただきました。

新たな広域計画は、長野広域連合が担う事務事業について、その経過現状と課題を明らかにし、事務処理の指針として今後の方針及び施策を示したものであります。

また、長野広域連合では、長野地域の振興、高齢者福祉施設及びごみ処理施設の運営など、持続可能な地域社会の創造の一端を担っているこ

とから、新たな広域計画では、二〇三〇年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の十七の目標でありますSDGsとの関連を示しております。

本日の議会に議案として提出いたしましたので、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上、本年度の主要事業の状況について申し上げますが、引き続き、関係市町村と協力し事業の推進に努めますので議員の皆様のご支援、御協力をお願い申し上げます。

本議会に提出いたしました案件は、令和三年度長野広域連合一般会計予算など議案九件、承認案件二件であります。議案等の詳細につきましては、人事案件は私から、その他の案件は副広域連合長から御説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○議長（三井経光君） 樋口副広域連合長。

○副広域連合長（樋口 博君） おはようございます。

私から、本定例会に提出いたしました各議案につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております黄緑色の令和三年度長野広域連合一般会計・特別会計予算を御覧いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。
まず、一ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第一号、令和三年度長野広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ五億一千五百三十八万八千円とするものでございます。

第二条の債務負担行為につきましては、恐れ入りますが四ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方自治法第二百十四条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間、及び限度額につきまして、第二表債務負担行為のとおり、次期最終処分場候補地調査検討業務委託につきまして定めるものでございます。

恐縮ですが、お戻りいただきまして、また一ページをお開きいただきたいと思ひます。

一時借入金につきましては、第二条のとおりでございます。これも地方自治法第二百二十五条の三第二項の規定によりまして、最高額を三億円と定めるほか、第四条は、給料など人件費に過不足が生じた場合に、同一款内で各項の間の流用を認めていただくものでございます。

次に、二ページから三ページをお開きいただきたいと思ひます。

第一表、歳入歳出予算でございます。

最初に、右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款の議会費二百三十万九千円は、議会活動に要する経費を計上したものでございます。

第二款総務費一億二千七十九万二千円は、総務課職員の人件費などの一般管理的経費と、監査、公平、選挙の各委員会の運営費を計上したも

のでございます。

第三款民生費一億七百五十九万一千円は、福祉施設の運営管理に係る費用及び介護認定審査会並びに障害支援区分認定審査会等の開催に要する経費を計上したものでございます。

第四款衛生費一億八千四百五十六万六千円は、ごみ処理施設の整備に係る人件費などでございます。

第五款公債費十四万円は、一時借入金の利子を計上したものでございます。

第六款予備費は、五十万円を計上いたしました。

次に、左側の二ページを御覧いただきたいと思います。

歳入につきまして御説明申し上げます。

第一款分担金及び負担金でございますが、四億四千八百五十二万円は、関係市町村からの負担金でございます。

第二款財産収入一萬二千円は、財政調整基金の運用利子でございます。

第三款繰入金二千六百三十七万六千円は、施設管理費に計上いたしました派遣職員二人の人件費について、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

第四款繰越金五千二十七万七千円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

第五款諸収入十萬三千円は、預金利子及び雑入でございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

なお、五ページ以降三十六ページまでは明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、三十七ページをお開きいただきたいと思います。

議案第二号、令和三年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十五億九千三百九十三万三千円とするものでございます。

第二条は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項の流用を認めていただくものでございます。

おめぐりいただきまして、三十八ページから三十九ページをお開きください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款民生費二十四億四千九百六十三万一千円は、養護老人ホーム二施設及び特別養護老人ホーム五施設などの運営費でございます。

第二款公債費一億三千四百三十二万二千円は、老人ホーム建設の際に借り入れた地方債などの元利償還費でございます。

第三款予備費は、一千万円を計上いたしました。

次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款サービス収入十八億三千五百三十五万五千円は、特別養護老人ホームなどの介護保険報酬及び利用者の自己負担金でございます。

第二款分担金及び負担金五億六千三百三十三万七千円は、養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金と老人ホームの公債費償還負担金及び施設運営費負担金でございます。

第三款財産収入七十六万五千円は、財政調整基金の運用利子でございます。

第四款寄附金七千円は、各老人ホームの寄附金を見込んだものでございます。

第五款繰入金一億八千九百八十八千円は、施設運営費などを財政調整基金から繰り入れるものでございます。

第六款繰越金四千円は、前年度からの繰越金でございます。

第七款諸収入七百四十万七千円は、受託事業収入及び雑入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。

なお、四十一ページから百一ページまでは明細書でございますので、説明は省略いたします。

次に、百三ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第三号、令和三年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第一条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五百二十八万七千円とするものでございます。

おめくりいただきまして、次に、百四ページから百五ページをお開きいただきたいと存じます。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款地域振興整備事業費四百八十八万七千円は、ふるさと基金の運用益により実施しております長野地域振興事業として、長野地域子ども元氣プロジェクト事業などの経費を計上したものでございます。

第二款予備費は、五十万円を計上いたしました。

次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款財産収入二百二十九万八千円は、ふるさと基金の運用利子でございます。

第二款県支出金百九十五万円は、長野地域子ども元氣プロジェクト事業について、県からの補助金を見込んだものでございます。

第三款繰越金百三万九千円は、前年度からの繰越金でございます。

次の百七ページから百十三ページは明細書でございますので、これも説明は省略させていただきます。

次に、百十五ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第四号、令和三年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計予算について御説明申し上げます。

こちらは、ごみ処理施設の直接的経費であります施設建設工事及び施設管理運営に係る経費を計上したものでございます。

第一条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ八十九億三百九十六万五千円とするものでございます。

第二条の地方債は、地方自治法第二百三十条第一項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして、百十八ページをお開きください。

地方債につきましては、第二表地方債のとおり、(仮称)B焼却施設整備費について、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

恐縮ですが、また資料は百十五ページにお戻りください。

一時借入金は、第三条のとおり、地方自治法第二百三十五条の第三一項の規定によりまして、最高額を二十五億円と定めるものとございます。

次に、百十六ページから百十七ページを御覧ください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。第一款衛生費七十五億七千九百六十三万二千円は、ごみ処理施設の建設工事などの整備事業費及び施設管理運営費を計上したものとございます。

第二款公債費十三億二千四百三十三万三千円は、焼却施設及び最終処分場の施設整備や用地取得により借り入れた起債などの借入金の元利償還費でございます。

次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款分担金及び負担金二十六億八千四百二十一万三千円は、関係市町村からの負担金でございます。

第二款使用料及び手数料八億七千三百五十九万二千円は、事業所や住民がながの環境エネルギーセンターに直接持ち込んだ際に徴収するごみ処理手数料を見込んだものとございます。

第三款国庫支出金七億八千六百五十九万六千円は、国からの交付金を見込んだものとございます。

第四款繰越金六億五千万円は、前年度からの繰越金を見込んだものとございます。

第五款諸収入五千四百四十六万四千円は、B焼却施設と併せて建設する千曲市所管のエネルギー活用施設に係る千曲市負担分や、サンマリーンながのへの余熱供給に係る使用料等を見込んだものとございます。

第六款連合債二十八億五千五百十万円は、施設整備費に充当するものとございます。

なお、百十八ページ以降は明細書でございますので、これも説明は省略させていただきます。

以上、令和三年度予算に係る議案について御説明申し上げます。続きまして、条例及びその他の議案について御説明申し上げます。

お手元の資料は、議案目録のつづりの議案第四号の後からを御覧いただきたいと思えます。

議案第五号、長野広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、令和三年度から特別養護老人ホーム須坂荘の運営を移管することを契機といたしまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、移管先の社会福祉法人へ本広域連合職員を派遣することにつきまして、必要な事項を定めるため制定するものとございます。

本条例の施行日につきましては、令和三年一月一日から施行しようとするものであります。

次に、議案第六号、特別養護老人ホーム須坂荘の社会福祉法人移管に伴う関係条例の整備に関する条例は、須坂荘の移管に伴いまして、長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例など、関係条例の整備を行うものとございます。

施行期日につきましては、令和三年四月一日とするものであります。

次に、議案第七号、工事変更請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

須坂市に建設を進めております一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設につきましては、令和元年東日本台風災害の影響により工期を四か月延長したことに伴いまして、この期間における現場維持経費が新たに必要になったことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によりまして、本定例会において議決をお願いするものでございます。

変更後の契約金額につきましては十四億九千四百四十万四千円、変更前からの工事費の増額につきましては、一千八百七十五万五千円でございます。

契約の相手方は、共和化工・須坂土建・村山建設特定建設工事共同企業体であります。

次に、議案第八号、長野広域連合広域計画につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております長野広域連合広域計画案を御覧いただきたいと存じます。

広域計画は、地方自治法の規定に基づきまして、広域連合が掲げる目標や事務の処理の方針を示すため、本広域連合の設立以来、策定してまいりました。

現計画の五年の期間が本年度をもって満了となるため、新たに令和三年度から令和七年度までの計画を策定するものであります。

計画書の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと存じます。

新たな広域計画の策定に当たりましては、高齢者福祉施設等の管理及

び運営に関することなど、御覧の八つの項目につきまして、それぞれこれまでの経緯や現状と課題を整理し、今後の方針及び施策を定めたものでございます。

以上、議案第一号から第八号までの御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号、令和三年度長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとをお願いいたします。そのほかの議案につきましては、議案ごと一括してお願いいたします。

なお、御発言に当たりましては、議席番号及び氏名をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、議案第一号、令和三年度長野広域連合一般会計予算、第一条、

第一表、歳入歳出予算、歳出から行います。

第一款議会議費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第二款総務費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第三款民生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第四款衛生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第五款公債費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第六款予備費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。

第一款分担金及び負担金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第二款財産収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第三款繰入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第四款繰越金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第五款諸収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、第二条、第二表、債務負担行為。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、第三条、一時借入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、第四条、歳出予算の流用。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 以上で議案第一号を終わります。

次に、議案第二号、令和三年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、第二条、歳出予算の流用、一括で質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、議案第三号、令和三年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、同じく一括で質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、議案第四号、令和三年度長野広域連合こみ処理施設事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、第二条、第二表、地方債、第三条、一時借入金、一括で質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

続いて、議案第五号、長野広域連合公営的法人等への職員の派遣等に関する条例について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

続いて、議案第六号、特別養護老人ホーム須坂荘の社会福祉法人移管

に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

続いて、議案第七号、工事変更請負契約の締結について（長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

続いて、議案第八号、長野広域連合広域計画について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

以上で質疑を終結いたします。

議案第一号から議案第八号まで、以上八件、お手元に配布いたしました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託いたします。次に、議案第九号、公平委員会委員の選任について、本件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

加藤広域連合会長。

○広域連合会長（加藤久雄君） 議案第九号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の公平委員のうち、来る二月二十日をもって任期満了となります現委員の長野市若里四丁目二番五十五号、金子肇氏を再度選任いたしたく、地方公務員法第九条の二第二項の規定によりまして提出した次第であります。

金子氏は、現在、長野市公平委員会委員にも就任されております。何とぞ御同意をお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

本件について質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、委員会付託を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 御異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三井経光君） 全賛賛成と認めます。

よつて、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。次に、承認第一号から承認第二号まで、専決処分の報告承認を求めることについて、以上二件、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

樋口副広域連合長。

○副広域連合長（樋口 博君） 本日提案いたしました承認議案につきましては、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして専決処分いたしましたもので、同条第三項の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、承認第一号、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本広域連合職員の給与について、人事院勧告に基づき、国に準じて改めたもので、令和二年十二月期の期末手当

から適用するため、令和二年十一月三十日付けで専決処分したものでございます。

その内容は、期末手当の支給割合の引下げ及び支給割合の配分の変更でございます。

次に、承認二号、長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算につきまして申し上げます。

この補正予算は、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を実施するため、十二月一日に専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ二千七百四十四万四千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十億二千五百六万九千円としたものでございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出におきましては、本広域連合が運営している養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営に係る経費のうち、マスクや消毒液など感染予防のための消耗品の購入費用や、利用者と家族がオンラインで面会するためのインターネット環境整備に要する経費など、二千七百四十四万四千円をお願いするものでございます。

これらの事業に要する財源としまして、その全額を県支出金をもって充当するものでございます。

以上、承認議案につきまして御説明申し上げます。何とぞ御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

承認第一号から承認第二号まで、以上二件、本件に関して質疑を行い

ます。

質疑は一括でお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、委員会付託を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 御異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第一号から承認第二号まで、以上二件、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

ここで午前十時五十分まで休憩いたします。

(休憩) 午前十時三十八分

(再開) 午前十時五十分

○議長(三井経光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、広域連合行政事務一般に関する質問に入ります。発言の通告がありますので、順次質問を許します。

十五番、宮本泰也議員。

○十五番(宮本泰也君) おはようございます。

新型コロナウイルス感染症は、第三波という大きな山を迎えており、職員の皆さんは、高齢者福祉施設の職員をはじめ、感染症拡大防止のため、日夜大変な御努力をされていることに対しまして、その御努力に敬意と感謝を申し上げます。

昨年十一月定例会に一般質問の試行が始まり、今回は二回目です。理事者におかれましては、コロナ対策をはじめ、公務御多端の折であります。前向きな御答弁を期待して質問に入ります。

件名一、広域的な課題の調査研究について。

ア、(仮称)プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応について。

政府は、二〇二〇年十月二十六日に、二〇五〇年までの温室効果ガス

の排出実質ゼロを目指す方針を発表しました。そして、家庭から出るプラスチックについて、新たな分別区分「プラスチック資源」を設けて、自治体が一括回収する他、プラスチック製品の製造事業者の自主回収を促進するため、特例で広域処理を認めることなどを制度化し、二〇二二年度開始を目指す新法を制定する方針を固めたとの報道がありました。

現在、家庭のプラスチックは、容器包装リサイクル法でペットボトルやプラスチックの容器包装のみを自治体が分別回収しています。それ以外のプラスチックは可燃物として焼却したり不燃ごみとして埋立てたりとして、自治体によりまちまちで、事業者から出るプラスチックは法律の対象外でした。この新法が制定、施行された場合、自治体は分別回収されるプラスチックの量が増え、処理コストも増大します。財政状況が厳しい自治体にとり、更に厳しくなることが想定されます。

政府は、リサイクル施設などの導入を支援するとともに、指定袋の有料化の検討も自治体に促すとのことであります。また、政府は、二〇二〇年十月二十六日に、二〇五〇年までの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す方針を発表しましたが、これに向けて化石燃料の利用に伴うCO₂の排出を大幅に削減するためにも、長野広域において早急に未利用資源たるプラスチックの広域処理の可能性を検討すべきと考えますが、御所見をお聞きます。

○議長（三井経光君） 加藤広域連合会長。

○広域連合会長（加藤久雄君）（仮称）プラスチックに係る資源循環の促

進等に関する法律への対応についてお答えいたします。

近年、地球規模での地球環境問題が深刻になってきている中、これまで以上に国内における資源循環が求められる状況を踏まえ、国は、令和元年五月にプラスチック資源循環戦略を策定いたしました。令和二年九月に、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を取りまとめました。

コロナ禍で家庭から排出されたプラスチック製品は、市町村による分別回収するよう検討しているとのことでございます。この検討に当たりまして、環境省は、平成二十九年にモデル事業として、横浜市や川崎市など全国七つの自治体において、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を併せて回収するプラスチックの一括回収を行い、その実効性について調査しております。この調査によりまず、七四パーセントの市民から、容器包装のみを分別する場合より分別しやすいとの回答があったほか、八〇パーセントの市民から、この分別方法を採用すべきとの回答があったとのことでもあります。

一方で、本広域連合の関係市町村では、全地域でプラスチック製容器包装が分別収集されており、指定法人等により資源化処理されており、また、飯綱町、信濃町においては、加えて一部のプラスチック製品も分別し、民間事業者による資源化収集を行っているなど、それぞれの一般廃棄物処理計画に基づいた分別処理が実施されているところでございます。

本広域連合といたしましては、現在ごみ処理広域化基本計画に基づいて、ごみ焼却施設と最終処分場の整備と運営に取り組んでいるところで

ございますが、プラスチック製品の資源化といった新たな利用につきましては、今後の国の動向を注視してまいりますとともに、関係市町村と連携を図りながら、検討すべき課題として調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 検討しているって、まだ国の動向も分かりませんからそういうことなんだと思いますが、広域計画をこれで策定するところなんです、この方針だから、ある程度勉強会的な、実を言うと、小さい自治体の職員って非常に削減の中で大変なんです。そういう意味では、長野市さんがやっぱり広域のほうとして、一番大きい、人材も豊富だと思うので、その辺はまず情報交換から始めて、もし共通化できるところはできることをやっていただきたいと思います。小委員会的なそういう専門部会までいかないと思いますが、そういう形で検討する考えはおありでしょうか。

○議長（三井経光君） 齊藤環境推進課長。

○事務局次長兼環境推進課長（齊藤秀浩君） プラスチック製品の今の現状でございますけれども、先ほどの答弁にもございましたが、それぞれの自治体において、ほとんどのものが可燃ごみとして扱われているというような状況でございます。新たな法案につきまして、内容のほうがま

だ詳細分かっておりませんけれども、それが実態とどのように、あと変更をかけていかなきゃいけないのかというようなことも含めて、我々のほうでも把握させていただくとともに、関係市町村で今取り組んでいる分別につきましては、我々としても可燃ごみとして扱うのか扱わないのかというところで、またこちらに関係してくるところがございますので、また各自自治体と連携を図りながら、その辺、研究をまずは進めさせていただきますながら、広域としての役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） マイクロプラスチック問題もありますので、是非勉強会、検討だけは進めていただきたいということを要望しておきます。

二点目にいきます。

イ、広域防災体制の構築について。

消防組織の広域化については、過去に検討がなされましたが、現在は全く検討がされていません。人口減は、各消防本部の所管人口も減少し、消防本部の小規模化がより進み、消防士たちと共に消防団員の担い手不足の問題も加速しています。人口減少により人口密度の低密度化が進んでいます。だからといって、消防本部が活動するために必要な署所等の数は減らしにくい、人口減少の時代の流れによる影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であります。

高齢化が進むということは、自己避難困難者が増加するという一方で、予防業務の重要性が増え、救急需要も拡大しています。人口減少により消防本部の規模が小さくなっていくことも、特に予防業務や救急業務の面においては消防力の強化をしていく必要があります。

さらに、億単位のはしご車をはじめ、消防の特殊車両は多額の費用がかかります。一昨年の台風十九号のような大規模災害への対応と、厳しい自治体財政の観点、専門的職員の確保が非常に難しくなっている現状を鑑み、消防組織の広域化が求められていると思います。

また、現在喫緊の課題でありますコロナ感染症対策は、広域的に対処しなければならぬ問題であります。これらを含めた防災の広域化について検討していただきたいと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（三井経光君） 加藤広域連合会長。

○広域連合会長（加藤久雄君） 広域防災体制の構築についてお答えいたします。

長野地域における消防の広域化については、平成十七年度末、当時の助役会の下に消防専門部会を設置し、複雑多様化する災害や事故に的確に対応した、より高い水準の住民サービスの提供や、消防車両、資機材の更新等の財政的負担の軽減及び組織の活性化などの総合的な観点から、長野市、須坂市及び千曲坂城の三消防本部の更なる広域化の可能性について専門的に調査研究を行ったところであります。

その結果、平成十九年十月に、長野地域における消防の広域化につきましては、長野広域連合による消防の広域化ではなく、今までどおり長野市の受託による事務委託方式や、須坂市及び千曲坂城の三消防本部により対応するほうが、消防費の負担方法の決定をはじめ、関係市町村間の意思疎通が迅速に行われるという検討方法がなされているところであります。

一方で、平成十八年七月に、国が消防組織法の一部改正や市町村の消防広域化に関する基本指針などを定めたことにより、平成二十年一月に、県が長野県消防広域化推進計画を策定し、消防広域化研究協議会が設立されました。東信等地域内の広域化について協議を始めましたけれども、平成二十三年三月、同協議会の協議が一旦休止されているところであります。その後、国の、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正についての通知に基づきまして、今年度、県が消防署指令センター及びはしご車等特殊車両の共同運用などをはじめとする連携協力体制等についての調査研究を実施しております。

また、平成二十八年に策定した長野地域連携中枢都市圏ビジョンにおきましては、災害対策のための相互協力事業を連携事業として位置付け、防災情報の共有や災害応急対応活動の相互協力など、地域防災力の向上を目指し九市町村が連携して取り組んでおるところでございます。

また、議員御指摘の新型コロナウイルス感染症対策の広域的な対応につきましては、現在新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき県が対策を講じておりまして、コロナ禍においてはウェブ等により、県知事、県内市町村長による会議を通しまして、各自自治体において共通の啓発を

行うなど、連携して対応を取っております。

以上のことから、長野広域連合といたしましては、今後とも、県及び関係市町村による防災体制の広域連携などの動向について注視してまいりたいと考えております。

また、消防の広域化につきましては、県の調査研究の状況を把握するとともに、関係市町村の意向を踏まえまして、住民の利便性や行政運営の経済性、効率性の観点から、関係市町村と共に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） これも大きな課題でありますので、なかなか一朝一夕にはいかないと思いますけれども、是非昨年の台風十九号の対応を見ますと、どうしても広域でやらざるを得ない部分があると思っていますよ。是非この辺についても、できるところから、県も含めて対応していただけるようお願いしたいと思います。

もう一つだけ、ちょっと分かったら教えてもらいたいですけれども、全体的な一番ネックというのは一体、財政的な面で何だったんでしょうか。当時、あれから時代は大分変わって、たっているんですが、その辺お分かりでしたらお願いします。

（「また後で、申し訳ないです」と呼ぶ者あり）

○十五番（宮本泰也君） じゃ、それについて、またよろしくお願いしたいと思います。

次に進みます。

二点目の地球温暖化に伴うごみ処理施設の水害対策についてお伺いします。

先日のNHKで、持続可能な未来を模索する新シリーズ「二〇三〇未来への分岐点」、第一回のテーマは、「新たなフェーズに入った地球温暖化、このままいくと、早ければ二〇三〇年にも地球の平均気温は臨界点に達する。地球のあした、爆走する地球、温暖化が止まらない」との番組で、一昨年の台風災害における千曲川の堤防決壊の例が取り上げられていました。二〇三〇年にはプラス一・五度、二二〇〇年にはプラス四・〇となり、二〇三〇年までの十年が未来を決めるとのこと、そういう番組でありました。

二〇二〇年は観測史上、これまで最も暑かった二〇一六年と並ぶ暑い年となった。そして、二〇一一年からの十年も最も暑い十年となったと、EUの地球観測プログラム「コペルニクス気象変動サービス」が発表したとの報道が先日ありました。このような未来予測に対して、現在のハザードマップでは一千年に一回程度の降雨に対する浸水想定とのこと、一昨年の台風十九号では、広域下水道処理施設グリーンピア千曲が甚大な被害を受けたことは記憶に新しいもので、私どもも視察したところであります。ながの環境エネルギーセンターや建設中の千曲市のB焼却施設について、これまでの想定で大丈夫なのか、完成堤防が安全だとする

原発と同様の安全神話ではなく、科学的な議論を行い、もう一度検証すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） ごみ焼却施設の水害対策についてお答えいたします。

本広域連合が整備する焼却施設は、二施設とも、それぞれ犀川や千曲川といった一級河川に面しております。このため、水害に対する対策は焼却施設の運営に重要な要素であると認識しております。

初めに、ながの環境エネルギーセンターにつきましては、長野市の洪水ハザードマップに示された浸水想定に基づいた浸水対策といたしまして、敷地全体で二メートル、プラットフォームについては更に五十センチメートル高い二・五メートルをそれぞれ盛土にてかさ上げしております。

また、施設の稼働につきましては、工場棟の蒸気タービン発電機室、電気室及び非常用発電機を二階に、中央制御室を四階に配置し、また、管理棟屋上に管理棟専用の発電機を設置することで、ごみの焼却に影響が及ばないよう、水害に対する対策を講じております。

さらに、事業者側の提案により、浸水時、浮力により自動で起動し水を遮断する防水堤を管理棟及び工場棟の全出入口五か所に設置しており、最大三メートルまでの浸水に耐え得る設備が整っております。

次に、B焼却施設につきましては、千曲市の洪水ハザードマップに示

された浸水想定に基づいた浸水対策といたしまして、工場棟については地上から五・五メートルの壁面として浸水を防ぐほか、プラットフォームの出入口を二階に設け、一階の主要な出入口には防水扉を採用するなどの対策を講じております。

また、施設の稼働につきましても、ながの環境エネルギーセンターと同様に、工場棟の蒸気タービン発電機室、電気室及び非常用発電機を二階に、中央制御室を四階に配置し、ごみの焼却に影響が及ばないよう水害に対する対策を講じております。

さらに、近年多発しているゲリラ豪雨などの一時的に発生する大雨による浸水対策といたしまして、敷地全体を一メートルの盛土にてかさ上げしているほか、過去三十年間の雨量観測データに基づき貯留容量を算出した二槽の大型雨水浸透槽を設置しております。この浸透槽は、総容量約一千四百立方メートルで二十五プールの約二・五個分と、十分な容量を備えております。

このように、十分な水害対策が講じられた上で整備しておりますが、想定を超えた事態にも備える必要もあることから、焼却施設の運営に当たりましては、あらゆる視点から災害への備えを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 今、過去三十年というところだったんですが、

実際は、先ほど私ちよつと申し上げましたこれから十年というのは、想定を超えた雨量が想定されると思うんですよ。逆に、もう少しそれを加味した対応を考えなきゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三井経光君） 齊藤環境推進課長。

○事務局次長兼環境推進課長（齊藤秀浩君） 水害対策につきましては、ハードの面で十分な計画の下に、それに耐え得る対策として設計のほうもされております。あとは、想定外の、想定外といいますが、想定を上回る水害が発生したことに備える対応としては、ハード面の整備もそうなんですけれども、運転面で焼却施設につきましては炉の中で火が常に燃えているわけですので、何かあったときにすぐに火を消せるというものではございません。やはりあらゆる想定の中で、あらかじめ安全に焼却炉の運転をどのようにしていったらいいのか。場合によっては、あらかじめ火を止めて、想定を上回る被害が起きたときには安全に運転のほうを実施できるように、またすぐ再開もできるようにというふうなことで、ハード面とあとはソフトの運営の面でも、今後しっかりと防災対策のほうを取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 一点だけ最後に確認しますけれども、その想定は、この間、十九号は堤防決壊しましたよね。決壊を想定しての今の対

策なんでしょうか。それとも、単にハザードマップにおける越水なり、それがどの程度までの想定なんでしょうか。

○議長（三井経光君） 齊藤環境推進課長。

○事務局次長兼環境推進課長（齊藤秀浩君） 設計の段階におきまして、長野市とそれぞれ千曲市になるんですけども、洪水ハザードマップに示されております浸水想定というところの数字を基にして設計のほうもしておりますので、恐らく越水とか超えて浸水するというものだというふうにご考えております。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 多分越水だと思うんですが、十九号みたいに決壊していれば、当然それ以上になっちゃうと思うので、その辺含めてどんな対応でいるか、想定するのはなかなか難しいと思いますけれども、対策は講じるよう、また検討していただきたいということを要望させていただきます。

最後の件数のところにいきます。

(三) の須坂市の最終処分場におけるごみ処理施設建設事業者等選定委員会の審査講評についてお伺いします。

地元にとって、この最終処分場については様々な議論があり、う余曲折の中で仁礼地区に決まり、今日に至っておりますところは御承知のとおり

であります。地元にとって一番の心配は安全性であります。

そこで、施設運営会社が決定しましたので、以下の点についてお伺いします。

ア、周辺環境への配慮について。

令和二年十一月二十五日、ごみ処理施設建設事業者等選定委員会において、優先交渉者として代表企業トーヨークリエイト株式会社、構成企業である飯山陸送株式会社に決定しましたが、地元に対する環境配慮の項目について、地域の状況をよく理解した環境配慮の方法が具体的に示されている点を評価したとあるが、どのような点が評価されたのか、主な具体的な内容についてお示しください。

イ、施設の管理運営体制について。

運営管理の詳細体制について、十分な人員体制である点及び緊急時の事象ごとに具体的な対応策が示されている点を評価とあるが、どのような人員体制と、想定される施設トラブル（機器故障や水質異常等）及び自然災害などへの対処方法について、事象ごとに具体的な対応策が示されている点、及び本施設で埋立物の受入れができなくなった場合の対応方法が具体的に示されている点を評価したとあるが、主な具体的な内容についてお示しください。

ウ、地元企業の活用・育成地域住民の雇用促進については、地元企業への発注、地元企業の育成及び地元雇用の考え方において、多様な提案があり、具体性が高い点を評価とあるが、具体的内容についてお示しください。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 須坂市の最終処分場エコパーク須坂の運営事業者選定におけるごみ処理施設建設事業者等選定委員会の審査講評についてお答えいたします。

初めに、エコパーク須坂の受入れに関しまして、地元区であります仁礼町の皆様には御理解と御協力をいただいておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

エコパーク須坂の運営事業者の選定に当たりましては、令和二年十一月六日、長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会において、事業者ヒアリング及び最終審査を行い、十一月十六日にトーヨークリエイト株式会社・飯山陸送株式会社共同企業体を優先交渉権者に決定いたしました。その後、契約に向けた手続を行い、十二月十五日に、本年二月から五年二か月間の運営業務委託契約を締結いたしました。

運営事業者は、長野市、飯山市に本社を置く企業であります。トーヨークリエイト株式会社は県の流域下水道処理施設クリーンピア千曲の維持管理、飯山陸送株式会社は自ら処分場を所有しており、両社とも地域の気象条件や処分場運営に伴う課題等を熟知しており、それらを踏まえた提案がなされております。

まず、周辺環境への配慮につきましては、施設周辺に民家が隣接しておりますことから、粉じんや騒音の発生抑制対策をはじめ、有害鳥獣対策、施設内及び周辺の清掃、植栽の手入れ等、周辺環境に対しきめ細かな提案が評価されております。

次に、施設の管理運営体制の内容につきましては、業務を安全で確実かつ効果的に遂行するため、熟練度や技術力を考慮した人員の体制となっており、緊急時におけるバックアップ体制も整えている提案となっております。

施設トラブル及び自然災害への対処方法の主な具体的内容につきましては、土砂災害の際には構成企業から応援の重機やオペレーターを確保するとともに、施設が冠水した際には発電機や仮設ポンプを手配するなど、災害の事象ごとに具体的な対応方法が示されておりました。

また、災害に限らず、何らかの理由によりエコパーク須坂で埋立物の受入れができなくなった場合には、構成企業所有の最終処分場にて受入可能という提案がされています。

非常時に短時間で体制を整えられることや代替処理先が確保されることは大変重要であり、その点が評価されたものと考えております。

次に、地元企業の活用や地元雇用につきましては、具体的な地元企業への発注額の提示があったこと、また、地元雇用では、環境美化要員及び受入事務担当者につきまして、地元仁礼町区の方を優先的に雇用するという提案がございまして、こちらは先日まで運営事業者による募集が行われていたところでございます。

エコパーク須坂は、現在水処理施設の試運転が続けられており、しゅん工に向けて整備は最終段階の状況でございます。しゅん工後は事業者による運営となりますが、その状況を随時モニタリングするとともに、地域の安全を最優先に着実な埋立協議も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 再質しますが、管理体制、所長以下何人に対応して、地元雇用と言いましたけれども、水処理の何か問題があったときに、トヨクリエイトさんも向こうのクリーンピアでやっていますけれども、特殊な最終処分場というのは、ちよつとその辺の若干違つところはあると思うんですが、その辺の専門職員の絡みの中で、危機対応がすぐできるのか、その辺お願いします。

○議長（三井経光君） 齊藤環境推進課長。

○事務局次長兼環境推進課長（齊藤秀浩君） 職員の体制でございますけれども、全体で事業者のほうの提案ですと六名というふうに、常勤で勤務いただくこととなります。そのうち、施設の管理総括する責任者であったりとか、あと埋立ての責任者であったりとか、そういった技術的な専門家の職員につきましては、それぞれトヨクリエイトと飯山陸送のほうからの職員ということになります。残りの二名を地元採用ということなので事業者のほうから提案されておりまして、残りの二名のうち一名は、周辺の環境美化を担当する業務に当たっていたかどうかということになります。場内の整備をはじめ、草刈りをしていただいたりとか、あとたくさん樹木も植わっておりますので、そういったものの管理をしていただくという方が一名、あと実際の搬入物を受入れるに当たっての受

入事務の担当という方でもう一方、以上この二名の方は地元の方の採用というところで事業者のほうから提案されているものでございます。

○議長（三井経光君） 宮本泰也議員。

○十五番（宮本泰也君） 今お聞きすると、六名のうち二人が地元で、四人というところ、ちょっと少ないかな、大丈夫のかな、何かあったとき、この会社が近いから大丈夫だと思うんですが、その辺、もう少し詰めていただいて、何かあったときの対策が、ふだんの運営はそれで十分だと思えますけれども、経費の関係ももちろんあるけれども、万が一なつたときに、その体制だけは講じていただきたいと思えます。

いずれにしても、広域連合にとつても、須坂市にとつても初めての施設であり、代表企業トーヨークリエイト株式会社にとつても最終処分場の施設運営は初めてだと思えますので、広域連合を中心に、地元も含め連携を密に、安全、安心な施設運営に努めることをお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三井経光君） 十二番、滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 長野市選出、日本共産党の滝沢真一です。

老人福祉施設におけるPCR検査の拡充について伺います。
新型コロナウイルスの感染拡大がまだまだ止まらない下で、長野県は感染警戒レベル五以上の地域を対象に、高齢者施設や医療機関等が従事

者等に自主的にPCR検査を行った場合に費用の三分の二を補助することを決めました。また、長野広域連合としては、県に対し、感染警戒レベルにかかわらず、全額補助を求めたということです。これについては評価をさせていただきます。

この間、県内でも、医療機関や介護施設などでの集団感染が度々発生をしております。長野市内の医療機関では、最初の感染が確認されたから病院内で次々に感染の拡大が進んでいきました。多人数が集団生活を送る場で感染拡大を抑え込むことがいかに大変なのかを痛感したところで

す。
長野広域連合では、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービスセンターなどの老人福祉施設を運営しているところですが、これらの施設で一たび集団感染が発生すれば、利用者の命に関わる重大な影響が出ることとなります。施設関係者から感染が確認された後に検査を拡大したのでは、感染を抑え込むことは非常に困難です。長野広域連合の運営する全ての老人福祉施設において、高齢の施設利用者の命を守るという観点から、予防を目的とした職員、利用者等への一斉・定期的なPCR検査を行うことを求めます。見解を伺います。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 老人福祉施設におけるPCR検査の拡充についてお答えします。

PCR検査につきましては、検査時の感染の有無を確認するという点

において有効と考えられます。一方で、検査結果が判明するまでに一定の時間を要すること、濃厚接触者に該当せず無症状の方が検査を受ける場合の費用は自己負担であること、また、検体の抽出量によっては正確な結果が得られない場合があるということも指摘されております。さらに、検査の直後から新たな感染リスクを抱えていることなどを踏まえますと、定期的なPCR検査によって得られる感染予防の効果は必ずしも十分ではないと考えられます。

報道により、複数の施設でクラスターが発生し、感染症を抑え込むの大変な御苦勞をされていることは承知しており、議員御指摘のとおりでございます。

県では、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業によりまして、県独自の感染警戒レベルが五以上で、感染拡大が顕著な地域での拡大を抑制するため、検査費用の一部を助成することとしています。現段階で感染警戒レベル三の長野圏域はこの事業の対象となっていないことから、何よりも感染予防の徹底が重要と考えております。

現在、手洗い、マスクの着用、定期的な消毒及び換気、また、大変心苦しく思っておりますが、御家族の面会を制限することで、外部からのウイルス侵入を防ぐなどの対策によりまして、新型コロナウイルスの感染予防を図っているところでございます。こうした予防対策の結果、幸いにも、現段階では本広域連合が運営する高齢者福祉施設等で新型コロナウイルスの感染は確認をされておられません。

引き続き利用者の体調には細心の注意を払いまして、体調の変化が見

られる場合には速やかに嘱託医など医療機関を受診し、医師の指示でPCR検査を受けることとしております。万が一の場合は、ゾーニングにより感染者とそれ以外の利用者との動線を分けるなどにより、感染拡大防止の対応をまいります。まずは県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金も活用し、本広域連合が運営する高齢者福祉施設において更なる感染防止対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（三井絳光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 何よりも感染予防の徹底でやっていくということなんですけれども、それをやってきた結果、今、全国の高齢者施設で感染の拡大をしているわけです。新型コロナウイルスの特徴としては、発症する前から感染力があるということがあります。感染可能期間は発症前二日から、発症後七日から一四日間と非常に長く、発症早期から感染力が高く、また、発症前又は無症状の感染者でも他者に感染させる可能性があるところが、このウイルスの非常に厄介なところなんです。つまり、高齢者施設のような多数人が集団生活を送る場では、症状が出てから検査をしたのでは、既に感染が拡大している可能性があり、拡大を防ぐことは非常に困難だということなんです。これは事実として、この間、病院や介護施設などで感染拡大の状況からも既に明らかになっていることです。症状が出てから医師の診断を受けて検査をするのでは、発症前や無症状の感染者からの感染を防ぐことはできないじゃありません

か。見解を伺います。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 新型コロナウイルスにつきましては、議員御指摘のとおり、感染力が非常に強いということから、長野広域連合の老人福祉施設におきましては、感染予防対策を徹底するという中で、職員には非常に窮屈な生活を強いているというような状況でございます。検温など健康状態のセルフチェック、毎日の行動の記録、感染拡大地域への往来自粛、所長の許可を必要としております。発熱など症状がある場合には出勤せず、速やかに医療機関を受診するなどの対策を徹底しております。そのようなことを通しまして、現在新型コロナウイルスの感染予防を図っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 対策を徹底してやっていると仰うんですけれども、そういう中で、じゃ、今、現状がどうなっているのか。二月一日、全国の高齢者施設でのクラスターの発生件数は、飲食店を上回って累計九百二十八件へと急増しています。高齢者施設や医療機関での集団感染は、重症化や死亡に直結する重大な事態になります。現に東京都内の一月の新型コロナウイルス感染者の死者と、感染経路が判明した百五十人のうち八

割の百二十二人が病院や医療機関で感染しており、利用者の命を守る上で高齢者施設などの感染を抑えるということは、今、急所中の急所になっていきます。

二月二十日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、高齢者施設での感染症防止策の徹底として、飲食店に対する営業時間の短縮要請などによる集中した対策の結果、飲食に伴うクラスターが減る一方で、高齢者施設でのクラスターが急増している。高齢者施設での感染は直接重症者及び死者の増加につながることから、クラスターの発生防止を早急に徹底する必要がある。高齢者施設、特に長期入所型施設におけるクラスターは、感染した職員から生じる傾向が多いと現状を分析し、評価をし、高齢者施設の職員に対する定期的な検査の実施について言及をしています。無症状の感染者を一刻も早く発見し隔離保護をする、これをやらなければ、体管理をして体温を測っていても、感染を広げてしまつということはどうしても防げない、これが、この新型コロナウイルス感染症の特徴です。新型コロナウイルス対策分科会の提言でも、高齢者施設の職員に対する定期的な検査、こういうことを求めているところです。

改めて高齢者福祉施設での一斉・定期的なPCR検査の実施を強く求めたいと思います。見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 高齢者福祉施設等でのクラスターの発生抑制

につきましては、本広域連合の施設の問題にとどまらないことと考えます。よって、市あるいは県などの御指導をいただきながら、適切な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 再質問、三回までしかできないので、あと一回あるので、県・市などの御指導を受けてということですが、高齢者施設の施設利用者の皆さんの命よりも重いものというのではないと思うんです。県や市の指導がなければ行えないということなんでしょうか。広域連合の判断で行うことはできないんでしょうか、見解を伺います。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 先ほど答弁申し上げましたように、利用者の体調には細心の上にも細心の注意を払っております。特に体調の変化が見られる場合には、早期に医療機関を受診し、実際PCR検査に結びつけております。そのことにより、クラスターの発生を抑制してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 先ほどからも言っていますように、新型コロナウイルスの発症の二日前からもう感染リスクがあります。症状が出てからというのであれば、もう既に誰かにうつしてしまっている可能性がある。それも老人福祉施設で利用者だけじゃなくて職員が感染していれば、介護しながらでもうつしちゃう可能性がある。それを見つげ出すという方向に一刻も早くかじを切ることを求めます。

続いて、次期最終処分場の建設候補地の選定について。

本年三月から、一般廃棄物最終処分場エコパーク須坂の稼働が予定されています。しかし、埋設期間、埋設量に限りもあり、今から新たな次期最終処分場の建設候補地を検討していくこととなります。次期建設候補地については、長野市、信濃町、小川村、飯綱町の四市町村から選定することですが、候補地選定に当たっては、地滑りや周辺の生態系、水質への配慮など、どのような条件から最終処分場にふさわしい候補地を選び出すのか伺います。また、地域住民との合意形成をどのようにつくり上げるのか伺います。

○議長（三井経光君） 市川事務局長。

○事務局長（市川隆道君） 次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地選定についてお答えいたします。

次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地選定につきましては、建設に至るまでの時間的なこと及び埋立容量、埋立期間に限りがありますこと

から、平成二十四年十一月の広域連合議会において、候補地の選定に着手していくことを表明しております。その後、長野市、信濃町、小川村及び飯綱町の四市町村において、それぞれ候補地を検討する方針とした上で、現在選定作業を進めていただいているところでございます。

この候補地選定に当たりましては、国立公園、文化財指定地域、地滑り防止区域などの法的な規制区域を除外した上で、一定規模の埋立量が確保できる山林又は原野などの中から、物理的に建設が可能な広さで、主要道路からのアクセスが良い場所などを選定していただくようお願いしてございます。

本広域連合では、各市町村から選定いただいた候補地について、それぞれ周辺環境の状況について現地を調査してまいりたいと考えております。この現地調査の実施に当たりましては、地元住民の皆様に対し説明会を開催し、調査内容等を十分御理解いただいた上で実施してまいりたいと考えております。その後、調査結果に基づいた施設構想案を検討し、各候補地を客観的に比較検討できる資料を作成するなど、令和七年度の候補地決定を目指し事業を遅滞なく進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 候補地選定当たっては、各市町村から上げてもらって、それから調査もするということですが、最終処分場ということなので、本当に環境への配慮というのは非常に気を使わないといけない

ところだと思えますし、地元住民の皆さんへの周知、合意形成ということが一番大切になってくると思います。

改めて、候補地を選定してもらって出てきたとして、広域連合で調査をして、ここはふさわしくなかったときにはどうするのでしょうか。改めてこの市町村から更に上げてもらうということになるのでしょうか、それとも広域連合として更に探すということになるのでしょうか。

○議長（三井経光君） 齊藤環境推進課長。

○事務局次長兼環境推進課長（齊藤秀浩君） 各自治体からの、今、四市町村から選定をさせていただいております。既に一部の自治体からは報告のほうも承っております。中には、複数の箇所でこちらのほうに御報告をいただいているところもございまして、場合によっては一自治体に一か所というところの報告もあるかと思えます。まだ全部、検討も進めている自治体もまだあるものですから、どのような候補地が最終的に上がってくるのかというのはこれからになりますけれども、まずはそれぞれの今の法的なところを最低クリアしているところを前提で選定のほうもいただいておりますので、そこから先は、それがあと詳しい調査に入ったときに、ふさわしいかふさわしくないかにつきまして、それぞれの候補地ごとにまずは調査を進めていきたいというふうに考えております。その結果によって、ふさわしい、本当にいい場所があれば一番いいんですけども、全ての候補地において、なかなかいろいろ条件がふさわしくないというようなところも出てきましたら、それはまた

そこを無理に建設を進めるということは当然できませんので、それぞれ各自治体の皆様とまた御相談をさせていただきながら、改めて進めていくというふうなことになると思っております。

○議長（三井経光君） 滝沢真一議員。

○十二番（滝沢真一君） 最終処分場ということになりますと、本当に地域の皆さんの感情だったり、環境へのこれからずとずと影響が続いていくことになると思います。ここがいいということではなくて、一番ふさわしいところ、みんなが納得いくところということで建設を進めていっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三井経光君） 以上で、広域連合行政事務一般に関する質問を終わります。

委員会審査のため、この際、午後四時まで休憩いたします。

お手元に配布の一覧表のとおり、場所及び時間を定めますので、開催されますよう御連絡申し上げます。

（休憩） 午後十一時四十五分

（再開） 午後四時〇〇分

○議長（三井経光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の審査が終了しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から御報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長、佐藤壽二郎議員。

○総務委員会委員長（佐藤壽二郎君） 十四番、佐藤壽二郎であります。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案につきまして、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会において議論されました主なものについて申し上げます。

初めに、国の施策でデジタル庁が創設されることに伴い、長野広域連合としてもデジタル化に対応できるよう検討を進めるように要望いたしました。

次に、公益的法人への職員派遣に関することについて、職員組合等と十分な協議を行い、また、派遣された職員には不利益が生じないよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三井経光君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長、和田英幸議員。

○福祉環境委員会委員長（和田英幸君） 十六番、和田英幸でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案につきまして、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会において議論されました主なものについて申し上げます。

初めに、議案第一号、令和三年度長野広域連合一般会計予算のうち、福祉課関係について、令和三年四月に社会福祉法人に移管する須坂荘へ派遣を予定している職員の人件費の財源として、第三款繰入金において、財政調整基金を取り崩して繰り入れることとしているが、移管後の施設が本来の計画どおり運営されるよう、長野広域連合として適切な指導を行うよう強く要望いたしました。

また、環境推進課関係につきまして、次期最終処分場候補地の選定に当たっては、計画に支障のないよう、慎重かつ順調に進めることを要望いたしました。

次に、議案第八号、長野広域連合広域計画について、高齢者福祉施設等の管理及び運営に関して、施設の移管に関しては、社会福祉法人の置かれている社会経済状況を勘案して慎重に実施するよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三井経光君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告

を終わります。

ただ今行いました委員長報告に対する質疑、討論がありましたら、該当議員は挙手をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 挙手がないようでございますので、進行いたします。

ただ今から、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第三号、令和三年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第五号、長野広域連合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号、令和三年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第四号、令和三年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第六号、特別養護老人ホーム須坂荘の社会福祉法人移管に伴う関係条例の整備に関する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第七号、工事変更請負契約の締結について、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号、令和二年度長野広域連合一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく各常任委員会所管の議案第八号、長野広域連合広域計画について、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

加藤広域連合長。

○広域連合長(加藤久雄君) 長野広域連合議会二月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、本広域連合においては、ごみ処理施設の整備や運営及び高齢者福祉施設の運営をはじめ、重要な課題が山積しておりますけれども、今後関係市町村と力を合わせ、課題の解決に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様には御支援、御協力をお願い申し上げます。

今年はまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症が流行している中でありませけれども、議員の皆様におかれましては、まだまだ寒い日が続きますので、御健康には十分御留意をお願いいたします。ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長(三井経光君) 以上をもちまして、令和三年二月長野広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後四時十一分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員